

チケット法律相談

- 金銭、不動産、家庭問題など、日常生活での法律に関わる相談に、無料で弁護士がお応えします。
- 法律相談センターで利用できる無料チケットを福岡市役所で配布します。
- 普段、仕事で平日の昼間にはなかなか相談できない方などどうぞご利用ください。



【利用できる期間】

チケット発行月の翌月末日まで

【相談場所】（裏面地図参照）

県弁護士会 六本松法律相談センター（中央区六本松 4-2-5 福岡県弁護士会館内）
又は、天神法律相談センター（中央区天神 3-4-8 天神重松ビル 2階）

【利用できる時間帯】

場 所	区 分	時 間
六本松センター	月～金曜日（祝日除く）	10：00～16：00
天 神センター	月～金曜日（祝日除く）	10：00～19：00
	土・日・祝日	10：00～13：00

※ 相談時間は、1人30分

【対 象】

福岡市内に在住、在勤又は在学されている方（毎月先着40人）

※ ご利用可能回数は、市役所・区役所市民相談室の法律相談と合わせて、お一人年1回です。

【利用方法】

- ・ご利用には、福岡市が発行するチケットが必要です。
 - ・チケットは、毎月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）の9：00から先着順に受け付けます。
 - ・ご希望の方は、福岡市市民相談室（中央区天神 1-8-1 福岡市役所 2階、TEL 092-711-4019）へ来所または電話でお申し出ください。
 - ・電話の方は、予約した日から1週間以内に福岡市市民相談室へチケットを受け取りに来てください。チケット受け取り後に、天神法律相談センター（TEL 092-741-3208）への予約が別途必要です。
- 利用の手続きについては、裏面をご参照ください。

【お問い合わせ先】

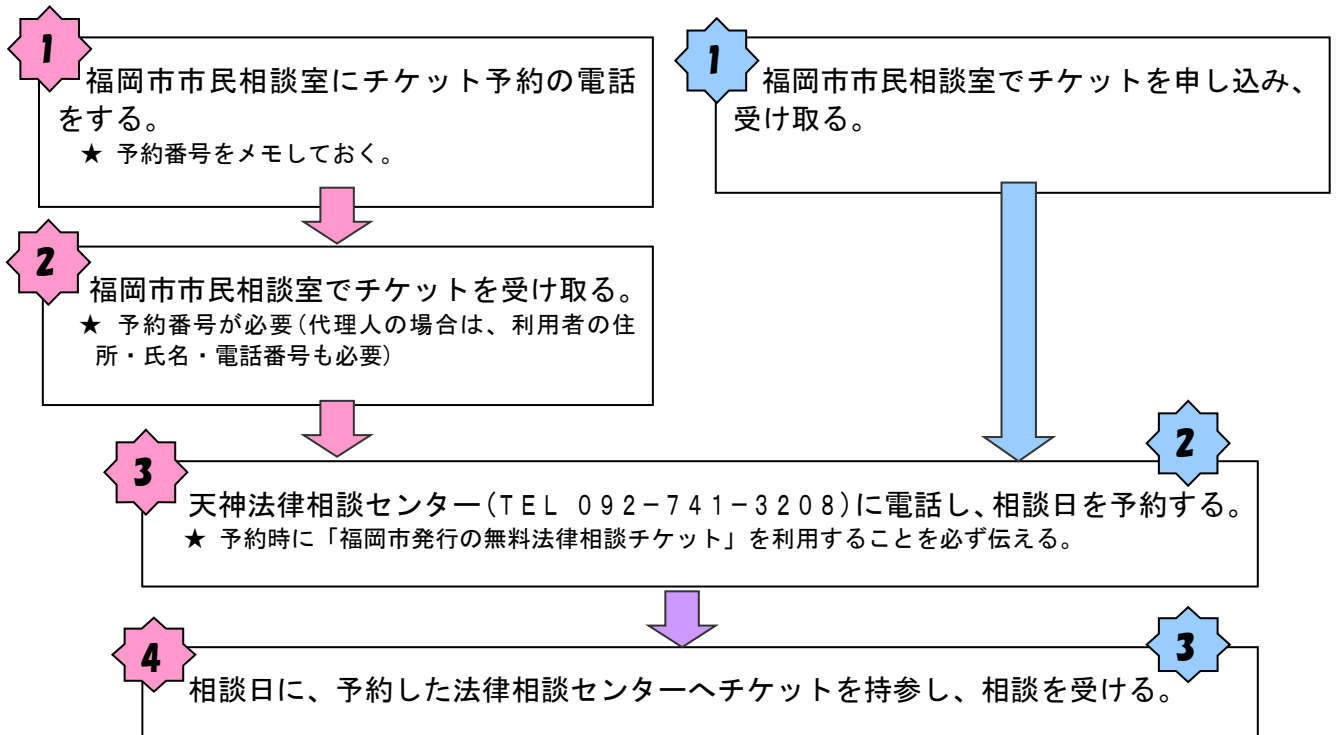
福岡市広聴課

福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 2階
TEL 092-711-4067 FAX 092-733-5580

チケット法律相談 手続きの流れ

【電話の場合】

【窓口へ来所の場合】



〈六本松法律相談センター〉 中央区六本松 4-2-5 福岡県弁護士会館内



〈天神法律相談センター〉 中央区天神 3-4-8 天神重松ビル2階

